令和３年度　地域福祉・在宅福祉事業配分取扱要領

社会福祉法人 山形県共同募金会

（目的）

第１　この要領は、地域福祉・在宅福祉事業配分の取扱に必要な事項を定める。

（配分の対象者）

第２　この配分は、社会福祉法人、公益法人又はこれらに準じた民間組織団体が行う事業を対象とし、法人格を有する社会福祉協議会が主催（共催）し、又は推薦するものとする。

但し、公費の補助、委託又は他の助成で行う事業等、配分金以外の収入によって当該事業が実施できるもの、及び政治、宗教、組合等の運動のためにその手段として行われるものは除く。

（配分の対象事業）

第３　先駆的な且つ多様な民間の社会福祉活動及び活動の立ち上がりの時期を含む支援のための事業並びに全国共通助成テーマ「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支え合うしくみづくり～」推進事業を配分対象とする。

（配分及び配分額）

第４　配分は、臨時費配分とし、継続配分はしない。但し、事業の目的により、その効果が期待される事業の場合はその限りでない。

　２　配分の額

総事業費の４分の３の額とし、３０万円を上限とする。但し、事業の実施に必要な資金のうち、配分を受ける者の負担すべき額を確実に保有しなければならない。

　３　配分年限

１か年を原則とする。しかし、但し書きによる、事業の目的によりその効果が期待される事業については、３か年を限度とし、配分年限を設定する。

（配分の申請及び決定）

第５　配分を受けようとするものは、事業年度ごとに配分申請書（様式１）により、市町村共同募金委員会を経由し、所定の期日まで会長に提出しなければならない。

　　２　配分の決定は、配分委員会の審議を経て理事会、評議員会の議決を得て決定する。

　（配分金の交付）

第６　　配分金は、事業の完了を調査して交付する。

２　事情により配分金の事前交付を受けようとするときは、事業着手１か月前までに配分金事前交付申請書（様式２）を会長に提出しなければならない。

　　３　前項の規定により申請があったときは、会長の審査のうえ配分金を交付するものとする。

（事業完了報告、評価等）

第７　　事業を完了したときは、住民やサービス利用者の意見を聴いて、配分事業の評価を行い、その結果を添えて、事業完了後１か月以内に事業完了報告書（様式３）を、会長に提出しなければならない。

（広報）

第８　　事業の実施にあたっては、「共同募金配分金使途明示取扱要領」により、共同募金受配事業であることを明示するほか、広報紙等により広く周知しなければならない。

（事業の継続）

第９　　事業の実施主催者は、この事業を契機として将来に亘り、自主的に継続実施できるよう努めなければならない。

（監査）

第10　　当該事業については、本会による監査を行う。

（補則）

第11　　この要領に定めのない事項については、山形県共同募金会配分要綱の定めるところによる。